

# 今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和8年5月8日（金）  
午後2時00分から午後2時45分まで
2. 開催場所 今治市役所第2別館11階特別会議室1号・2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名（現に在任する委員 24名）

議長（会長） 12番 桑田 誠（会議規則第7条）

出席委員数 23名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【3番】八木 良太	【4番】岡林 興通
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄	【11番】越智 信彦	【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	【16番】渡部 正義
【17番】村上 晋太郎 x		【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	【24番】近松 安文

欠席委員数 1名

【18番】岡田 勝利

4. 農地利用最適化推進委員の定数及び出欠等

定数 20名（現に在任する委員 19名）

出席委員数 8名

1 田窪 秀敏	2 芝田 孝行		
5 新延 亮治	6 秋山 哲朗		
9 清水 重鬼	10 山本 順造	12 片上 卓司	
	15 田窪 豊弘		

17 阿部 司 18 越智 敬三

欠席委員数 9名

3 田窪 正安 4 森 茂 7 長岡 達也 11 八木 義幸  
13 新居田 光夫 14 寺尾 秀志 16 藤本 博 19 藤原 善男  
20 越智 卓雄

#### 5. 議事に関与する職員

局 長 鳥 生 幸 司  
次 長 新 居 田 伸 一 郎  
次 長 森 本 猛  
係 長 芝 田 裕 治  
係 長 渡 部 美 奈  
主 事 八 木 悠 斗

## 5. 議事

### 【年次総会関係議案】

議案第 6 号

令和 7 年度農業委員会事業報告

議案第 7 号

令和 7 年度農業委員会決算報告

議案第 8 号

今治市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」(案)の策定について

議案第 9 号

令和 8 年度農業委員会事業計画 (案)

報告第 6 号

令和 8 年度 農業委員会予算について

### 【農地法関係議案】

議案第 10 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~10)

議案第 11 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~9)

議案第 12 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~9)

議案第 13 号

農地転用事業計画変更について (受付番号 1~2)

議案第 14 号

地域計画変更 (除外) について (受付番号 1~5)

議案第 15 号

地域計画変更 (編入) について (受付番号 1)

議案第 16 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）について（受付番号 1～35）

報告第 7 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1～15）

報告第 8 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について（受付番号 1～2）

報告第 9 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（受付番号 1～5）

## 6. 議事録

- 事務局 | 定刻が参りましたので、ただ今から「令和8年度 年次総会」を始めさせていただきます。
- 私は、本日の進行役を務めさせていただきます、今治市農業委員会事務局次長の新居田でございます。ご協力の程、よろしくお願いいたします。
- 本日の出席委員数は、農業委員 23 名、農地利用最適化推進委員 8 名でありますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定による、農業委員数の過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。それでは、開会にあたりまして、本会を招集いたしました桑田会長より挨拶をお願いいたします。
- 会長 | (挨拶)
- 事務局 | 続きまして、本日ご臨席いただきました、ご来賓の方より、ご祝辞を賜りたいと存じます。
- 今治市長代理 産業政策局長 <sup>ひがき</sup> 桧垣 <sup>みつひろ</sup> 充宏 様 よろしくをお願いいたします。
- 局長 | ー 局長 挨拶 ー
- 事務局 | ありがとうございます。
- それでは、これより会議に入ります。総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第 7 条」により、会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。
- 議長 | それでは、ただ今から「令和8年度 年次総会」を開会いたします。
- 事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いいたします。
- まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。
- 今回は、議事録署名人に【2番】渡邊 節夫 委員、【14番】越智 千保子 委員の両委員を私から指名させていただきます。
- 議長 | それでは、年次総会関係議案の審議に入ります。
- 議案第 6 号 令和 7 年度農業委員会事業報告について、事務局の説明を求めます。

お手元の A4 版縦型の今治市農業委員会総会議案 1 ページをお開きください。  
議案第 11 号 令和 7 年度農業委員会事業報告

1 農業委員会運営状況についてご説明いたします。

1) 委員数、2) 職員数において令和 8 年 4 月 1 日現在の状況を記載しております。3) 会議開催状況、総会、月例総会 12 回、役員会 2 回他記載のとおりでございます。合計 89 回開催しております。

2 ページをお願いします。4) 令和 7 年度の事務取扱件数です。主なものの地区別数値は 4 ページに、農地流動化促進事業関係の審議状況については 5 から 6 ページに掲載しております。合計 1,799 件、3,295,855 m<sup>2</sup>について取り扱いを行いました。

2 ページ下側になりますが、5) 農業委員活動状況、農地移動適正化あっせん事業については、実績はございませんでした。

3 ページは、6) 会長及び委員の会議出席・出張状況です。

6 ページをお開きください。3 農業委員会法第 6 条第 1 項以外の業務でございます。農地利用集積対策、年金加入促進などを記載しております。

7 ページには農業者年金の状況を記載しております。

8 ページをお願いします。「4 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」です。

I 農業委員会の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）を掲載しています。

9 ページをご覧ください。II 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 集積目標 1,000 h a に対し集積実績 957 h a で、達成状況は 94%です。(2) 遊休農地の発生防止・解消 草刈り等を行うことにより直ちに耕作可能となる緑区分の農地 解消目標面積 2 h a に対し、10 ページに移り、解消実績面積 0.4 h a で、達成状況は 20%です。新規発生分は解消目標面積 4.1 h a に対し、解消実績面積 0.2 h a です。(3) 新規参入の促進 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積 目標 14.8 h a としておりましたが、所有者から公表に対する同意は得られませんでした。

2 最適化活動の活動目標 (2) 活動強化月間の設定は目標 2 回に対し実績 2 回でした。12 ページをご覧ください。(3) 新規参入相談会への参加は目標 1 回に対し実績 1 回でした。

総合的には、死亡・離農等による集積面積の減により目標に対して期待を下回る結果となりました。

13 ページをお開きください。Ⅲ 事務の実施状況ですが、総会の開催実績、農地法第3条に基づく許可事務、意見を付して知事へ送付した農地転用に関する事務、違反転用への対応を記載していますので、また、ご一覧ください。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 議案第6号につきまして、原案のとおり承認いたします。

次に議案第7号「令和7年度農業委員会決算報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局 14 ページをお願いいたします。「議案第7号 令和7年度農業委員会決算報告」についてご説明いたします。

1 歳入です。農業委員会交付金等特定の歳入、決算額6,492,670円。歳入決算額は歳出額に合わせ28,573,916円。差引22,081,246円が一般財源となります。2 歳出。一番下の計の欄、予算額32,860,000円に対し決算28,573,916円で執行率は87%でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 議案第7号の説明が終了しました。

令和7年度の決算につきましては、市の監査委員の監査を受ける事になっておりますので、監査報告は省略させていただきます。

議案第7号につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 承認することにご異議ありませんか。

全員 (異議なし)

議長 「議案第 7 号 令和 7 年度農業委員会決算報告」につきまして、承認いたします。次に議案第 8 号「今治市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」案の策定について、事務局の説明を求めます。

事務局 15 ページをお願いいたします。「今治市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」案の策定について」ご説明いたします。

この指針は、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、農地等の利用の最適化を推進するため、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」の活動を行うにあたっての目標や推進方法等を定めるものであります。

第 1 基本的な考え方は、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務であることから、具体的な目標等を定め、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに見直すこと、単年度の活動については、先ほどお諮りした第 6 号議案令和 7 年度農業委員会事業報告、また、この後お諮りする第 9 号議案 令和 8 年度農業委員会事業計画の中の「最適化活動の目標の設定等」によることを記載しております。

16 ページをお願いいたします。第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法  
1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標については、令和 7 年度末に 4.0%であった遊休農地の割合を 10 年後の令和 17 年度末には半減させ 2.0%とすることとしています。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法では、法令にしたがった手続で「現況に応じて非農地判断を行い、守るべき農地を明確にする」ことを記載しております。

17 ページの 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標でございますが、令和 17 年度末の「集積率」については、過去の推移を鑑み 27%としております。また、18 ページの【参考】担い手の育成・確保として表のとおり目標を設定しております。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法としまして、①「地域計画」を策定・見直し、②農地中間管理機構等との連携、③農地の利用調整を記載しております。

19 ページの 3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標は過去3年間の実績を鑑み、経営体数及び面積で設定しております。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法は、関係団体と連携あるいは協力するというスタンスとなっております。

20 ページの第3 「地域計画」の目標を達成するための役割は、農業委員会としての役割を記載しています。全般を通じて、集積率向上、遊休農地率低減及び新規参入数増のいずれも、農業委員会だけでなく、愛媛県、市長部局、JAさん、農地中間管理機構等が地域と協力して実施していくものとしています。

以上で、説明を終わります。

議長

議案第8号の説明が終わりました。  
説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全員

(なし)

議長

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全員

(異議なし)

議長

議案第8号につきまして、原案のとおり承認いたします。  
次に議案第9号「令和8年度農業委員会事業計画(案)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、21ページをお開きください。議案第9号 令和8年度農業委員会事業計画(案)についてご説明いたします。

1 基本方針を掲げております。

2 一般活動、22ページから23ページにかけて、3 総会 4 その他の業務において、それぞれの活動計画を掲げております。

24ページをお願いします。

「5 令和8年度最適化活動の目標の設定等」についてです。

I 令和8年4月1日現在の農業委員会の状況を掲載しています。

25 ページをお開きください。Ⅱ最適化活動の目標、1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積、②目標は、今年度末の集積面積 936ha。としています。

(2) 遊休農地の解消、②目標は、ア既存遊休農地の内 a 緑区分について 2 ha 解消としております。設定面積は、米印にあるように令和 3 年度の緑区分の遊休農地の 5 分の 1 の面積となります。黄区分について解消のための工程表の策定方針については、「土地の状況ごとに解消の方針を検討する」としてしております。イ新規発生遊休農地の解消目標面積については、4.1ha。これは、前年度に新規に判明した緑区分の遊休農地について今年度全てを解消することを目標とすることを国に求められているのでそのとおり設定しております。

26 ページをご覧ください。(3) 新規参入の促進について、②目標は、権利移動面積過去 3 か年平均の 1 割 12.7ha を「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」と設定しております。

2 最適化活動の活動目標として (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、国が月平均の活動日数の最低限としている 6 日としております。最適化活動を行う農業委員の人数は、23 人としています。これは、中立委員を除いた人数でございます。なお、改選後は定数変更により 18 人としております。農地利用最適化推進委員は、20 人。推進委員も改選後は定数変更により 23 人としております。

(2) 活動強化月間の設定目標として、8 月に①農地の集積。内容は、「農業次世代人材投資事業受給者の定期面談の際に、耕作面積拡大希望等に適切に対応する。」。8 月～11 月に②遊休農地の解消。内容は、「農地パトロールにより農地の状況を確認し、遊休農地の解消に努める。」としております。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、「新規就農希望者、市、県、JA 担当者、4 者により随時行われる新規就農相談会に 1 回以上参加することを目標としております。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全員

(なし)

議長

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員	(異議なし)
議長	議案第9号につきまして、原案のとおり決定いたします。 次に報告第6号「令和8年度農業委員会予算について」、事務局の説明を求めます。
事務局	27 ページをご覧ください。報告第6号につきましては、既に令和8年第2回今治市議会定例会において原案どおり可決された令和8年度今治市一般会計予算の内、農業委員会に係る予算について掲げております。1歳入は、特定財源として、本年度予算額6,016,000円、内訳は農業委員会交付金等。歳入予算額計は、歳出に合わせ32,657,000円、差引26,641,000円を一般財源としております。2歳出予算計、前年度32,860,000円に対し、本年度32,657,000円、となっております。必要な予算を確保しています。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。
全員	(なし)
議長	報告事項でありますので、ご了承願います。 以上で年次総会関係議案の審議が終了いたしました。
事務局	ここで檜垣局長は、他の公務のためご退席されます。大変お忙しい中ご臨席を賜まして、誠にありがとうございました。  【局長 退室】  続きまして農地法関係議案の審議を行います。 お手元に議案書をご用意ください。
議長	それでは農地法関係議案の審議を行います。 議案第10号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。 議案第10号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号 1]

申請地は矢田にある農地 2 筆で、登記地目は田及び山林、面積は合計 2,264 m<sup>2</sup>でございます。

[受付番号 2]

申請地は朝倉上にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 287 m<sup>2</sup>でございます。

[受付番号 3]

申請地は菊間町西山にある農地 8 筆で、登記地目は畑及び原野、面積は合計 17,011 m<sup>2</sup>でございます。

[受付番号 4]

申請地は吉海町名にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 795 m<sup>2</sup>でございます。

[受付番号 5]

申請地は宮窪町宮窪にある農地 7 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,978 m<sup>2</sup>でございます。

[受付番号 6]

申請地は伯方町木浦にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は 6,077 m<sup>2</sup>でございます。

[受付番号 7]

申請地は伯方町木浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 706 m<sup>2</sup>でございます。

[受付番号 8]

申請地は伯方町木浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 2,922 m<sup>2</sup>でございます。

[受付番号 9]

申請地は大三島町大見にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 932 m<sup>2</sup>でございます。

[受付番号 10]

申請地は大三島町大見にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 183 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、議案書 1 ページから 2 ページの合計は、10 件、31 筆、面積 37,155 m<sup>2</sup>となっております。地元委員さん 1～4 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 （意見、質問なし）

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 （異議なし）

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 11 号についてご説明いたします。

議案書 3 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇歳の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 591 m<sup>2</sup>で、現在水稻を栽培しております。

今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇歳の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 211 m<sup>2</sup>で、現在野菜を栽培しております。

今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 3]

譲受人は〇〇歳の農業者、申請地は 6 筆で、地目はいずれも田、面積は合計 6,032 m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 4]

譲受人は〇〇歳の医師、申請地は2筆で、地目はいずれも田、面積は合計 399 m<sup>2</sup>で、現在野菜を栽培しております。

今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇歳の農業兼会社員、申請地は1筆で、地目は田、面積は553 m<sup>2</sup>の遊休農地ですが、活用計画書によりますと所有権移転後、耕耘し柑橘を栽培する予定となっております。

今回、譲受人が耕作地拡大のため、競売落札による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇歳の会社員、申請地は2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計 423 m<sup>2</sup>の遊休農地ですが、現在耕耘されており、野菜を栽培する予定となっております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 7]

譲受人は〇〇歳の会社員、申請地は1筆で、地目は田、面積は630 m<sup>2</sup>の遊休農地で、活用計画書によりますと耕耘し野菜を栽培する予定となっております。

今回、譲受人が新規耕作のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 8]

譲受人は〇〇歳の農業者、申請地は2筆で、地目はいずれも田、面積は合計 820 m<sup>2</sup>で、現在柑橘を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 9]

譲受人は〇〇歳の農業者、申請地は2筆で、地目は田および畑、面積は合計 989 m<sup>2</sup>で、現在柑橘を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから18ページまでとなります。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

- ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
  - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
  - ⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか
  - ⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

岡林委員 以前からお伝えしていますが、農業は個人で土地の管理をしていけばいいというのではなく、地域社会で農地を管理していく必要があります。水路や農道の管理などは、地域の部落が担っている側面もあります。新規で農地を取得される方が、部落の慣習やルールに従ってもらわないと、いずれ管理ができなくなります。事務局からは、3条許可の審査の際に、地域のルールを守ってもらうようお伝えし、納得してもらってください。

事務局 承知しました。今回の贈与に係る議案につきましては、すでに地域内で生活されている方や移住して営農される方であるため、地域のルールは遵守していただけだと思います。

議長 そのほか、ご意見、ご質問はありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 12 号について、ご説明いたします。  
議案書 4 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は乃万地区矢田の 1 筆で、地目は田、転用面積は合計 435 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在実家住まいですが、仕事の都合で別居していた妻子と同居することとなり、実家では手狭で不便であることから、申請地を譲渡人から使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 4 月 15 日で、許可日から令和 9 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2]

譲受人は土木、解体業等を営む法人、譲渡人は会社員 2 名、申請地は富田地区町谷の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 1,265 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場及び資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は事業規模拡大にともない従業員が増加し、従業員用従業員用駐車場お飛び資材置場が不足していることから、申請地を譲渡人らから購入し、露天駐車場及び資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 4 月 15 日で、許可日から令和 8 年 8 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 3]

譲受人は自営業者 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は富田地区上徳の 1 筆で、

地目は田、面積は 231 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が店舗併用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第 1 種農地の例外許可事由である集落接続に該当していることから、農地の区分と転用目的は問題ないと思われまます。

事業計画につきましては、譲受人は現在実家住まいですが、飲食業を始めるため、集客が見込める申請地を譲渡人から申請地を使用貸借し、店舗併用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 4 月 15 日で、許可日から令和 8 年 10 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

#### [受付番号 4]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は富田地区宮ヶ崎の 1 筆で、地目は畑、面積は 64 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われまます。

事業計画につきましては、譲受人は借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、譲渡人から申請地を購入し、隣接する宅地と一体利用して、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 4 月 15 日で、許可日から令和 9 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

#### [受付番号 5]

譲受人は造船業等を営む法人、譲渡人は会社員 1 名、申請地は波方地区波方の 1 筆で、地目は田、転用面積は 1,437 m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地

の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は事業規模拡大に伴い、従業員用駐車場として使用している自己所有地に事務所を建築することとしたため、従業員用駐車場が不足することになることから、申請地を譲渡人から購入し、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年4月15日で、許可日から令和9年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

#### [受付番号6]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は大西地区九王の1筆で、地目は畑、面積は305㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、譲渡人から申請地を購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年4月15日で、許可日から令和8年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

#### [受付番号7]

譲受人は会社役員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は菊間地区浜の1筆で、地目は田、転用面積は263㎡でございます。

この申請地は非線引用途地域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人はガス、水道、下水道工事業等を営んでいる法人の代表取締役ですが、自社の事業規模拡大に伴い業務用車両が増え手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、露天駐車場を整備して自社に貸付けしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年4月15日で、許可日から令和8年

8月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8]

譲受人は宿泊、飲食業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は上浦地区盛の1筆で、地目は畑、転用面積は576㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、盛港から500m以内に位置していることから、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が社員寮の駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われれます。

事業計画につきましては、従業員の確保及び福利厚生のため、申請地を譲渡人から購入し、社員寮の駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年4月15日で、許可日から令和8年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号9]

譲受人は無職の者1名、譲渡人は自営業者1名、申請地は大三島地宮浦の1筆で、地目は畑、転用面積は216㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われれます。

事業計画につきましては、譲受人は申請地に隣接する住宅に移住したきましたが、家財同部が居宅に収まりきらず手狭で不便であることから、申請地を譲渡人から購入し、倉庫及び通路等を整備し、自己用住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年4月15日で、許可日から令和8年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、手元にお配りしている農地法第5条許可申請に係る申請書ごとの要件確認書の19ページから27ページをご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当でございます。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。  
なお、受付番号3は、申請地が第1種農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第13号 農業転用事業計画変更について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。

議案書 5 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

当初計画者は会社員 1 名、承継者は会社役員 1 名、申請地は大西地宮脇の 1 筆で、地目は田、面積は 446 m<sup>2</sup>で、市街化調整区域であり、農地区分につきましては、今治市役所大西支所から 300m以内であることから、第 3 種農地と判断されます。

当初計画者は、平成 27 年に農地法第 5 条の規定による農地転用の許可を受け、申請地に自己用住宅を建築しようとしたましたが、隣接地居住者とトラブルが発生したことから、申請地への住宅建築を断念せざるを得なくなりましたが、承継者から太陽光発電施設を整備するために申請地を借り受けたいとの申し出を受けたことから、事業計画変更の承認を受けようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 4 月 15 日で、承認日から令和 8 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第 4 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 2]

申請者は会社役員 1 名、申請地は伯方地区木浦の 2 筆で、地目はいずれも畑、面積は合計 339 m<sup>2</sup>で、都市計画区域外あり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断されます。

申請者は、平成 29 年に農地法第 5 条の規定による農地転用の許可を受け、申請地に自己用住宅を建築するためコンクリート擁壁を設置して盛土を行うなど転用事業を進めていたところ、西日本豪雨により申請地の裏山が崩れ、申請地にも土砂が流入するなどの被災を受けました。

流入した土砂は撤去し一時住宅建築工事を中断していたところ、愛媛県により申請地が急傾斜地崩壊危険区域に指定されたことから、自己用住宅の建築は断念せざるを得なくなり、申請地の利用方法にていて思案していましたが、申請地に隣接する宅地建物と家業である清掃業を父親から承継し、家業も順調に発展してきたことから、自宅への来客が増え来客用駐車場が不足しており、申請地を来客用の露天駐車場として整備するため、事業計画変更の承認を受けようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 4 月 15 日で、承認日から令和 8 年 5 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、手元にお配りしている農地転用事業計画変更承認申請に係る申請書ごとの要件確認書の 28 ページと 29 ページをご覧ください。

それでは農地転用事業計画変更の確認事項についてご説明いたします。

農地転用事業計画変更の確認事項を要約いたしますと、

- ① 転用許可の取消しを行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されると認められないこと
- ② 許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること
- ③ 変更後の事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること
- ④ 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること
- ⑤ 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響と比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること
- ⑥ 1 から 5 のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められること

ということでございます。

それぞれの案件について、確認要件のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当でございます。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、事業計画変更の承認はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、事業計画変更の承認はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第 14 号 地域計画変更 (除外) について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 6 ページをお開きください。  
議案第 14 号は、地域計画の変更（除外）について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請地は、朝倉南の農地 1 筆で地目は田、面積は 186 m<sup>2</sup>でございます。現在、境内敷地の一部として利用していますが、この度是正を行うため、地域計画から除外しようとするものでございます。

[受付番号 2]

申請地は、玉川町三反地の農地 2 筆で地目は田、面積は合計 333.05 m<sup>2</sup>でございます。住宅敷地の拡張を行うため、地域計画から除外しようとするものでございます。

[受付番号 3]

申請地は、菊間町種の農地 1 筆で地目は畑、面積は 371 m<sup>2</sup>でございます。農業用倉庫の建築を行うため、地域計画から除外しようとするものでございます。

[受付番号 4]

申請地は、菊間町種の農地 1 筆で地目は畑、面積は 528 m<sup>2</sup>でございます。作業場・鳩小屋を建築するため、地域計画から除外しようとするものでございます。

[受付番号 5]

申請地は、菊間町佐方の農地 3 筆で地目は田、面積は合計 587 m<sup>2</sup>でございます。系統用蓄電池施設を建築するため、地域計画から除外しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

（意見、質問なし）

議長

承認することに、ご異議ございませんか。

全員

（異議なし）

議長

それでは、承認することにいたします。

議長 続きますして、議案第 15 号 地域計画変更(編入)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 15 号について、ご説明いたします。  
議案書 7 ページをご覧ください。  
議案第 15 号は、地域計画への編入について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請地は、玉川地区龍岡下の農地 1 筆で、面積は 1,806 m<sup>2</sup>でございます。  
農用地であることが条件となる中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象とするため、申請地を農用地区域内農地に編入しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きますして、  
議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画関係(農地中間管理事業)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。  
8 ページから 11 ページまでの議案第 16 号は、農地中間管理事業による農地の貸し借りであり、貸す人と借りる人との間に農地中間管理機構を経由する 3 者間での権利設定となっています。  
今回、今治市全体の計画の件数は新規 35 件、面積は 63,952 m<sup>2</sup>となっております。  
それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているか、などが定められた、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号

及び第 3 号の要件を満たしているため、各委員の意見は「適当である」とのことでした。なお、当該計画を定めることについて、本市の農林水産課に意見を求めたところ、「異議なし」とのことでした。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

以上の計画は、いずれも適当との意見であります。ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

それでは、農用地利用集積等促進計画関係につきましては、原案どおり決定ということによろしいでしょうか。

全員

(異議なし)

議長

それでは原案どおり決定いたします。

議長

続きまして、

報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

議案書 12 ページから 16 ページの報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 15 件の届出がありました。取得事由は相続が 14 件、時効取得が 1 件であり、権利内容はすべて所有権でありました。

議案書 17 ページの報告第 8 号 農地法第 4 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は 2 件の届出があり、合計面積は 815 m<sup>2</sup>でありました。

議案書 18 ページの報告第 9 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 5 件の届出があり、合計面積は 5,442 m<sup>2</sup>でありました。

報告第 8 号及び第 9 号につきましては、地元委員又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第 7 号から第 9 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。  
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

越智 新規発生遊休農地の解消が目標で 4.1 ヘクタールですけど、これは前年度、遊  
千保子 休農地になってしまったところを、解消するための目標値ってことだと思うん  
委員 ですけど、これはその部分を、元の農地に戻すっていうことを目標という考え  
方ですか。

それか、そこの場所に限定じゃなくて、その他の大きな面積の 4.1 ヘクタールを農地に戻すという考え方ですか。

事務局 これに関しましては、前年度に新規発生なので、前年度に農地パトロールを実施して、新しく発生した緑区分の遊休農地です。状態としては、しばらく耕作がされていないような農地です。この農地を翌年には解消していく目標が、4.1 ヘクタールと設定されております。  
基本的には前年度に発生した 4.1 ヘクタールの緑区分の遊休農地を、翌年には解消していくという目標にしております。

議長 そのほか、ご意見、ご質問ありませんか

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

事務局 事務局から連絡事項がございます。  
次回 6 月の総会ですが、農地法関係の議案審議となりますので、ご案内は農業

委員さんのみとなります。

日程につきましては、令和8年6月10日水曜日 午後2時から、JA越智今治農協本店3階会議室で開催いたしますので、お間違えないようよろしくお願いいたします。

また、このあと休憩を挟みまして、「今治市農業委員会互助会総会」を開催いたします。

再開は10分後の2時55分とさせていただきますので、引き続きご協力の程、よろしくお願いいたします。